

深谷市市有地の一般競争入札実施要領

(平成30年3月29日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が所有する普通財産である土地（以下「市有地」という。）の売払いに係る一般競争入札の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び深谷市契約規則（平成24年深谷市規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする市有地の条件)

第2条 一般競争入札の対象とする市有地の条件は、次のとおりとする。

- (1) 公用又は公共用として利用計画がないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別な事情がないこと。

(入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産の事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する者で、当該各号に該当する事実があった後3年以内において市長が定める期間を経過しないもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定めるもの

(入札の公告)

第4条 一般競争入札の公告は、告示により行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の告示のほか、当該公告の内容を広報等に掲載することにより行うものとする。

(入札参加の申込み)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告で定める期限までに、次に掲げる書類を提出して申込みしなければならない。

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 誓約書
- (3) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (4) 住民票（個人の場合に限る。）
- (5) 商業又は法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 2人以上の共有名義として前項の規定による申込みをする場合は、2人以上の者全員の連名で申込みをしなければならない。この場合において、連名の者全員が第3条に規定する一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していなければならない。

（入札参加資格の確認）

第6条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、入札参加資格の有無について確認し、その結果を当該申込みをした者に対して、一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して市有地の売払いを行うシステム（以下「インターネット公有財産売却システム」という。）による一般競争入札にあつては、インターネット公有財産売却システムにより通知するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第7条 入札参加資格を有すると確認された者は、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加資格を失うものとする。

- (1) 第3条第1号から第6号までのいずれかの規定に該当するに至ったとき。

(2) 第5条第1項各号に規定する提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は、市長が発行する納入通知書により、指定の期日までに納付するものとする。

2 落札者以外の者の入札保証金は、入札の終了後、入札保証金還付請求書により還付するものとする。

(入札の執行)

第9条 入札は、1人以上の参加をもって行うものとする。

2 入札は、あらかじめ公告により指定した日時及び場所において実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムによる入札にあつては、当該システム上で入札価格を登録することにより実施するものとする。

4 入札回数は、1回とする。

(代理人による入札)

第10条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、入札執行者は、入札前に委任状により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第11条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を提出させる。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出させる。

(3) 前2号の規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムによる入札の辞退にあつては、深谷市インターネット公有財産売却ガイドラインに基づき、取り扱う。

(入札の無効)

第12条 深谷市契約規則第12条各号に掲げるもののほか、次の

各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (2) 入札について不正行為があった入札
- (3) 入札公告等において定めた提出書類を提出しない者がした入札又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (4) 郵便（入札の方法として指定した場合を除く。）、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (5) 入札価格が予定価格に達していない入札
- (6) 一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (7) 代理人による入札において、委任状に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札

2 前項の規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムによる入札にあつては、深谷市契約規則第12条第1号から第4号までの規定並びに前項第6号及び第7号の規定は、適用しない。

（入札の中止等）

第13条 市長は、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても市は弁償の責を負わない。

2 前項の規定により入札を中止したときは、既に納付された入札保証金を還付するものとする。

（落札者の決定）

第14条 落札者は、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（落札結果等の通知）

第15条 落札者を決定したときは、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、落札者に対して電子メールその他の方法により通知するものとする。

(売買契約)

第16条 落札者との売買契約は、市有財産売買契約書により締結するものとする。この場合において、深谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年深谷市条例第64号）に基づき議会の議決を要する契約については、議会の議決を得た時に本契約が成立する旨の市有財産売買仮契約書を締結するものとする。

(経費の負担)

第17条 契約の締結及び契約の履行に関して必要な一切の費用は、全て落札者の負担とする。

(契約保証金)

第18条 契約保証金は、市長が発行する納入通知書により、指定の期日までに納付するものとする。

2 落札者から納付された契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

(売買代金の納付)

第19条 第16条の規定により契約を締結した者は、売買代金から契約保証金を控除した金額を、市長が発行する納入通知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

2 売買代金が前項に規定する期限までに完納されない場合において、市長が完納することを不能と認めたときは、契約を解除するものとし、契約保証金は、市に帰属するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 29 年 8 月 31 日決裁）

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。